

様式第9号(第6条関係)

広島県収入証紙
ちょう付欄

介護老人保健施設開設許可更新申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

申請者 法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の職氏名



次のとおり、介護老人保健施設の開設の許可の更新を受けたいので、介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

名称					
所在地	平成 年 月 日				
現在受けている許可の有効期間満了年月日	平成 年 月 日				
建物の構造概要	敷地の面積 m^2 (用途地域の別))				
療養室	室名又は部屋番号	定員 人	床面積 m^2	1人当たり床面積 m^2	場所 階
					設備
共同生活室	床面積		m^2	入所者1人当たりの床面積	m^2
	主な器械・器具・設備				m^2
診察室	床面積		m^2	入所者1人当たりの床面積	m^2
	主な器械・器具・設備				m^2
機能訓練室	床面積		m^2	入所者1人当たりの床面積	m^2
	主な器械・器具・設備				m^2
談話室	床面積		m^2	入所者1人当たりの床面積	m^2
	主な設備				m^2
食堂	床面積		m^2	入所者1人当たりの床面積	m^2
	共有の有無				m^2

浴室	種類	一般浴室		特別浴室
	床面積		m^2	m^2
シャワー・ソープ	主な設備(構造設備上の配慮)			
	共有の有無			
洗面所	床面積	m^2	入所者等1人当たりの床面積	m^2
	共有の有無			
便所	床面積	m^2	場所 階	設備
	共有の有無			
トイレ・スチン	床面積	m^2	場所 階	主な器械・器具・設備
	共有の有無			
調理室	床面積			
	防虫・防湿設備の状況			
洗濯室又は洗濯場	床面積			
	主な器械・器具・設備			
汚物処理室	床面積			
	共有の有無			
その他の施設	床面積			
	共有の有無			

耐火構造・簡易耐火構造の別		場所	片部下	中廊下	設	備
廊下の幅		階	m	m		
療養室のある最上階		階 段 の 数				
直通階段		エレベーター	避難階段			
幅	けり上げ	踏 面	踊り場の幅	設 備	基 数	定 員 数
cm	cm	cm	cm			人
消防用設備その他非常災害設備						
入所定員		人				
入所者の予定数		人				
職名	数(常勤換算)	現員数(常勤換算)	専任	兼務	非常勤	
医師						
薬剤師						
看護職員						
介護職員						
理学・作業療法士						
支援相談員						
栄養士						
介護支援専門員						
開設者	職氏名	住 所	生年月日			
フリガナ						
氏名		住 所	(年 月 日)			
管理者	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称	兼務する職種及び勤務時間等			

介護支援専門員氏名		登録番号	種 別	室
名 称				
ベッド数		床	病(居)室数	
併設施設の概要				
職員の配置状況				
医師				人
薬剤師				人
看護職員				人
介護職員				人
理学・作業療法士				人
支援相談員				人
栄養士				人
介護支援専門員				人
名 称				
所在地				
病床数				床
職員の配置状況(併設の場合は省略可)	医 師			人
	看護職員			人
	その他			人
老人保健施設からの距離		km	徒歩	分
			車	分
協力病院				
契約内容				

添付書類 1 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例等

- 2 敷地の平面図
- 3 敷地周辺の見取図
- 4 建物の正面図等及び各階ごとの平面図
- 5 施設が共用の場合の利用計画書
- 6 管理者が医師であるときは、医師免許書の写し及び経歴書
- 7 運営規程
- 8 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 9 業務予定表
- 10 協力病院との契約書の写し
- 11 利用料の内容を記載した書類
- 12 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- 13 別記様式第1号の別紙7及び別紙9
- 14 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
- 15 誓約書(別紙)
- 16 役員の氏名、住所及び生年月日を記載した書類

別記様式第七号中

療養室	室名又は 部屋番号	定員	床面積	1人当たり 床面積	場所	設備
	変更前 変更後	人	m ²	m ²	階	

を

療養室	室名又は 部屋番号	定員	床面積	1人当たり 床面積	場所	設備	変更前
							変更後
共同生活室	床面積	入所者等1人当 たりの床面積	主たる設備・ 器具・設備	変更前	変更後		
				m ²	m ²		

に於て

同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第六号中

療養室	室名又は 部屋番号	定員	床面積	1人当たり 床面積	場所	設備
		人	m ²	m ²	階	

を

療養室	室名又は 部屋番号	定員	床面積	1人当たり 床面積	場所	設備	変更前
							変更後
共同生活室	床面積	主たる設備・ 器具・設備	変更前	変更後			
			m ²	m ²	入所者1人当たりの床面積		

を

職名	基準上の必要人数 (常勤換算)	現員 (常勤換算)	専任	兼務	非常勤
医師		人			人
薬剤師		人			人
看護職員					
介護職員					
理学・作業療法士					
支援相談員					
栄養士					
介護支援専門員					
計画作成経験者					

を

職名	基準上の必要人数 (常勤換算)	現員 (常勤換算)	専任	兼務	非常勤	開設者	
						職氏名	住所
医師		人					
薬剤師							
看護職員							
介護職員							
理学・作業療法士							
支援相談員							
栄養士							
介護支援専門員							
計画作成経験者							
						生年月日	

を

フリガナ	氏名	住所
	兼務する同一敷地内の 他の事業所又は施設 (兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及 び勤務時間等

を

フリガナ	氏名	住所
	兼務する同一敷地内の 他の事業所又は施設 (兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及 び勤務時間等
	介護支援専門員氏名	登録番号

を

- 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例等
- 敷地の平面図
- 敷地周辺の見取図
- 建物の正面図等及び各階ごとの平面図
- 施設が共用の場合の利用計画書
- 管理者が医師であるときは、医師免許書の写し及び経歴書
- 運営規程
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 業務予定表
- 監力病院との契約書の写し
- 利用料の内容を記載した書類
- 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- 別記様式第1号の別紙7及び別紙9

- 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例等
- 敷地の平面図
- 敷地周辺の見取図
- 建物の正面図等及び各階ごとの平面図
- 施設が共用の場合の利用計画書
- 管理者が医師であるときは、医師免許書の写し及び経歴書
- 運営規程
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 業務予定表
- 監力病院との契約書の写し
- 利用料の内容を記載した書類
- 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
- 別記様式第1号の別紙7及び別紙9
- 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
- 誓約書
- 役員の名、住所及び生年月日を記載した書類

に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第五号を別記様式第六号とし、別記様式第四号を別記様式第五号とする。

定款・寄附行為等及びその登記簿謄本・条例等
(当該事業に関するものに限る。)

を

定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等
(当該事業に関するものに限る。)

を

備品(訪問入浴介護事業に限る。)

を

備品(訪問入浴介護及び介護予防訪問介護事業に限る。)

を

13 提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)
14 事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)	
15 入院患者又は入所者の定員	
16 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 病院等との連携・支援体制	
17 福祉用具の保管・消毒方法(捺印して いる場合)については、委託先の状況	
18 併設施設の状況等	

を

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令

広島県訓令第十三号

本 地 方 機 関 庁

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

第一条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
第一条の二第一項第二号中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項第三号中「総務企画部政策企画局長」を「政策企画部長」に改め、同項第五号中「環境生活部長」を「県民生活部長」に改め、同項第六号中「環境生活部環境局長」を「環境部長」に改め、同項第十号中「土木建築部長」を「土木部長」に改め、同項第十一号中「土木建築部空港港湾局長」を「都市部長」に改め、同項第十二号中「土木建築部都市局長」を「空港港湾部長」に改め、同項第十三号中「企業局長」を「公営企業部長」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

- 一 県民生活部危機管理局長
- 二 出納長室出納総務室長
- 三 総務部総務管理局総務室長
- 四 政策企画部企画調整局の企画及び調査の事務を整理する企画監
- 五 地域振興部地域振興対策局地域振興総務室長
- 六 県民生活部総務管理局県民生活総務室長
- 七 県民生活部危機管理局危機管理室長
- 八 環境部環境対策局環境政策室長
- 九 福祉保健部総務管理局福祉保健総務室企画担当室長
- 十 商工労働部総務管理局商工労働総務室長

- 十一 農林水産部総務管理局農林水産総務室企画担当室長
 - 十二 土木部総務管理局土木総務室長
 - 十三 土木部土木整備局道路河川総務室長
 - 十四 都市部都市事業局都市総務室長
 - 十五 空港港湾部空港港湾事業局空港振興室長
 - 十六 公営企業部企業総務室長
- 第一条の三を次のように改める。
(広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名並びに広島県国民保護協議会の委員の任命)
- 第一条の三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号。以下この条において「法」という。)第二十八条第二項第五号及び法第百八十三条において準用する法第二十八条第二項第五号の規定により、次に掲げる職にある者を、知事の部内の職員から任命する本部員として任命する。
- 一 出納長
 - 二 総務部長
 - 三 政策企画部長
 - 四 地域振興部長
 - 五 県民生活部長
 - 六 環境部長
 - 七 福祉保健部長
 - 八 商工労働部長
 - 九 農林水産部長
 - 十 土木部長
 - 十一 都市部長
 - 十二 空港港湾部長
 - 十三 公営企業部長
- 2 法第二十八条第三項及び法第百八十三条において準用する法第二十八条第三項の規定により、副知事の職にある者を、副本部長として指名する。
- 3 法第三十八条第四項の規定により、次に掲げる職にある者を広島県国民保護協議会委員として任命する。
- 一 副知事
 - 二 県民生活部長
- 第二条第一項第二号中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項第四号中「環境生活部長」を「県民生活部長」に改め、同項第五号中「環境生活部環境局長」を「環境部長」に

改め、同項第九号中「土木建築部長」を「土木部長」に改め、同項第十号中「土木建築部空港港湾局長」を「都市部長」に改め、同項第十一号中「土木建築部都市局長」を「空港港湾部長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 総務部総務管理局人事室長
 - 二 地域振興部地域振興対策局交通対策室長
 - 三 県民生活部危機管理局危機管理室長
 - 四 環境部環境対策局環境対策室長
 - 五 福祉保健部保健医療局医務看護室長
 - 六 福祉保健部保健医療局薬務室長
 - 七 商工労働部総務管理局商工労働総務室長
 - 八 農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室長
 - 九 都市部都市事業局都市総務室長
 - 十 空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室長
- 第三条第一項第二号中「環境生活部長」を「県民生活部長」に改め、同項第四号中「土木建築部長」を「土木部長」に改め、同項第五号中「土木建築部空港港湾局長」を「都市部長」に改め、同項第六号中「土木建築部都市局長」を「空港港湾部長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。
- 一 県民生活部交通安全対策室長
 - 二 福祉保健部保健医療局医療対策室長
 - 三 土木部土木整備局道路保全室長
 - 四 都市部都市事業局都市企画室長
- 第五条第三号中「土木建築部長」を「土木部長」に改める。
- 第八条第一項中「環境生活部長」を「県民生活部長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。
- 一 総務部総務管理局総務室長
 - 二 県民生活部総務管理局文化・県民協働室長
 - 三 県民生活部総務管理局青少年・地域安全室長
 - 四 福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室長
 - 五 福祉保健部総務管理局こども家庭支援室長
 - 六 福祉保健部保健医療局生活衛生室長
 - 七 福祉保健部保健医療局薬務室長
 - 八 福祉保健部社会福祉局障害者支援室長
 - 九 商工労働部総務管理局労働福祉室長
 - 十 農林水産部農水産振興局農業経営室長

十一 広島こども家庭センター所長

第九条中「福祉保健部長寿社会総室長」を「福祉保健部総務管理局長」に改める。

第十三条第一号中「福祉保健部保健医療総室医務看護室長」を「福祉保健部保健医療局医務看護室長」に改め、同条第二号中「福祉保健部保健医療総室保健対策室長」を「福祉保健部保健医療局保健対策室長」に改める。

第十四条第二号中「福祉保健部保健医療総室健康増進・歯科保健室長」を「福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室長」に改める。

第十五条各号を次のように改める。

- 一 福祉保健部保健医療局食品衛生室長
 - 二 福祉保健部保健医療局生活衛生室の生活衛生に係るリーダー業務に従事する者
 - 三 福祉保健部保健医療局食品衛生室の乳肉水産に係るリーダー業務に従事する者
 - 四 福祉保健部保健医療局食品衛生室の食品衛生に係るリーダー業務に従事する者
- 第十八条各号を次のように改める。
- 一 福祉保健部保健医療局生活衛生室長
 - 二 福祉保健部保健医療局生活衛生室の生活衛生に係るリーダー業務に従事する者
 - 二十条各号を次のように改める。
 - 一 福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室長
 - 二 福祉保健部保健医療局食品衛生室の食品衛生に係るリーダー業務に従事する者
 - 第二十一条第二項各号を次のように改める。
 - 一 県民生活部総務管理局消費生活室長
 - 二 福祉保健部保健医療局医務看護室長
 - 三 福祉保健部保健医療局医療対策室長
 - 四 福祉保健部保健医療局薬務室長
- 第二十二条各号を次のように改める。
- 一 福祉保健部保健医療局薬務室長
 - 二 福祉保健部保健医療局薬務室の薬事に係るリーダー業務に従事する者
 - 三 福祉保健部保健医療局薬務室の製薬振興に係るリーダー業務に従事する者
 - 第二十四条第一項第一号中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同条第二項中「農林水産部農業経営総室団体検査室長」を「農林水産部総務管理局団体検査室長」に改める。
 - 第二十六条中「農林水産部農水産総室畜産振興室長」を「農林水産部農水産振興局畜産振興室長」に改める。
 - 第二十九条第一項中「土木建築部長」を「土木部長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。
 - 一 県民生活部危機管理局危機管理室長

- 二 農林水産部農林整備局農業基盤室長
- 三 土木部土木整備局道路河川管理室長
- 四 土木部土木整備局河川企画整備室長
- 五 広島地域事務所建設局長
- 第三十条第二号、第三十一条及び第三十二条中「土木建築部空港港湾局長」を「空港港湾部長」に改める。
- 第三十三条第二項各号を次のように改める。

- 一 総務部長
- 二 政策企画部長
- 三 地域振興部長
- 四 県民生活部長
- 五 環境部長
- 六 福祉保健部長
- 七 商工労働部長
- 八 農林水産部長
- 九 土木部長
- 十 都市部長
- 十一 空港港湾部長
- 十二 土木部総務管理局長
- 十三 都市部都市事業局長
- 第三十四条第一項中「土木建築部都市局長」を「都市部長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。
- 一 環境部環境対策局環境調整室長
- 二 商工労働部産業振興局観光振興室長
- 三 土木部総務管理局土木総務室長
- 四 土木部土木整備局道路河川管理室長
- 五 都市部都市事業局都市総務室長
- 第三十五条各号を次のように改める。
- 一 都市部長
- 二 都市部都市事業局長
- 三 農林水産部農水産振興局農業経営室長
- 四 農林水産部農林整備局治山室長
- 五 都市部都市事業局都市企画室長
- 六 都市部都市事業局都市整備室長

七 都市部都市事業局建築指導室長
第三十六条中「土木建築部都市局長」を「都市部長」に改める。
附則
この訓令は、公布の日から施行する。

広島県訓令
広島県公営企業管理規程

広島県訓令 第七号
広島県公営企業管理規程

本庁
公営企業部本庁

広島県行政組織規則の一部を改正する規則及び広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の仕事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山
広島県公営企業管理者 中村博

広島県行政組織規則の一部を改正する規則及び広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の仕事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県規則第十九号。以下「改正規則」という。)による改正前の広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)又は広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程(平成十八年広島県公営企業管理規程第四号。以下「改正規程」という。)による改正前の広島県公営企業組織規程(昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号)による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の広島県行政組織規則又は改正規程による改正後の広島県公営企業組織規程による同表の下欄に掲げる機関の職員となるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
総務企画部管理総室総務室	総務部総務管理局総務室

